

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月29日

徳島市監査委員 稲井 博
同 森井 嘉一
同 西林 幹展

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 阿波おどり実行委員会（財政援助団体）
- 2 対象期間等 平成30年4月1日から12月31日までに執行した財政援助（徳島市補助金）に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 阿波おどり事業を主催し、開催に関して必要な計画の策定と運営の検討を行うとともに、開催について審議し決定することにより、事業を実施することを目的とする。
 - (2) 設立年月日 平成30年4月26日
 - (3) 事務所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所内
 - (4) 職員数 委員8人、事務局員8人（市兼務職員）
 - (5) 徳島市補助金（単位：円）

内 訳	予算額 (平成30年度)	交付済額 (12月末現在)
補助金合計	16,774,000	16,774,000
無料演舞場事業補助金	7,196,000	7,196,000
にわか連事業補助金	2,029,000	2,029,000
シャトルバス事業補助金	7,549,000	7,549,000

第2 監査の実施期間

平成31年1月18日から3月26日まで

第3 監査委員の除斥

工藤誠介監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第4 監査の方法

財政援助（徳島市補助金）に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第5 監査の結果

阿波おどり実行委員会の財政援助（徳島市補助金）に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。